

決議 .30 ラムサール条約におけるユーゴスラビアの扱い

1. ラムサール条約第7回締約国会議会議文書23の条約におけるユーゴスラビアの扱いに言及し、
2. 締約国である「ユーゴスラビア社会主義連邦共和国」がもはや存在せず、5 か国に分割したことに留意し、
3. 通常このような場合はその後に成立した国がそのまま条約義務を引き継ぐことを考慮し、
4. ユーゴスラビア社会主義連邦共和国分割後の3 か国が締約国であることを認識し、

締約国会議は

5. 他の国々もすでに行ってきたように、ボスニア・ヘルツェゴビナとユーゴスラビア連邦共和国に対して、ラムサール条約を引き継ぐ旨の通知を寄託者に提出するよう要求する。